

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

各誘導区域内における市街地の適正化に資する制度を以下に述べる①

① 題意と同じなので、不要。

1 都市施設誘導区域内②

・ 特定用途誘導地区

誘導施設を有する建築物について容積率・用途制限等の緩和を行う③。例えば、老朽化した医療施設等の建替え、増築や新築の際に本制度を活用することが想定される④

② →都市機能誘導区域

③ 大事な適用条件である「特定用途誘導地区」の定めについて記述しましょう。

④ これも条件が書いていません。「誘導施設として病院を定めた場合」といった条件をしっかりと書きましょう。

2 居住誘導区域内

・ 都市計画の提案制度⑤

⑥ 都市計画法や景観法に基づき、居住誘導区域内に20戸以上の住宅を整備しようとする者は、用途地域や地域地区など住宅地の良好な環境、景観を保全するため提案を行うことができる⑦。

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

- ⑤ 景観計画についても触れているので、「都市計画・景観計画の提案制度」または「都市計画等の提案制度」としてはどうでしょうか。
- ⑥ 都市計画の提案制度はすでに存在する制度であり、居住誘導区域になっていると提案できる者が追加されるといった主旨を表すため、「従来の提案制度に加え」を追記してはどうでしょうか。
- ⑦ →「行うことができる。」

3 居住誘導区域外

・ 居住調整区域 ⑧

今後工場等の誘導は否定しないものの ⑨、居住を誘導しないこととする区域において住宅地化を抑制するため定める地域地区である。

・ 跡地管理区域 ⑩

空き地が増加しつつある既存集落や住宅団地等において、空き地における雑草の繁茂、樹木の枯損等を防止し、良好な生活環境等を維持するため、跡地等の適正な管理を必要とする区域及び跡地等の管理に係る指針を定めることができる。以上

- ⑧ →「居住調整地域」
- ⑨ なぜ工場の話が出てくるのですか？
- ⑩ →「跡地等管理区域」

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1 都市機能誘導区域内

(1) 特定用途誘導地区

都市機能誘導区域内で①、誘導施設に限定して容積率や用途規制の緩和を行う一方、それ以外の建築物については従前通りの規制を適用し、誘導施設を有する建築物の建築②を誘導する。

例えば、誘導施設として病院を定めた場合老朽化した医療施設等の建替え、増築や新築の際に本制度を活用する③。

- ① 適用条件は、都市機能誘導区域内のみでなく、特定用途誘導地区を定めることも述べないと片手落ちです。
- ② →「立地」
- ③ 本制度とは何ですか。→「緩和を適用する」

2 居住誘導区域内

(1) 都市計画・景観計画の提案制度

従来の提案制度に加え、民間事業者等が、居住誘導区域内に20戸以上の住宅を整備しようとする者は、④都市計画及び景観計画の提案制度を活用し、良好な居住環境の創出を図り、居住を誘導する⑤。

- ④ 「・・・が、・・・は」と主語が連続しています。
- ⑤ 誘導するのは、民間事業者でも、整備しようとする者でもありません。主語述語の関係がおかしいですね。

(2) 居住環境向上用途誘導地区

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

日常生活に必要な施設の立地を誘導し、居住誘導区域における生活の利便性を向上させ、居住を誘導する
⑥。

⑥ どうやって誘導するのか、制度の内容を説明すべきです。

3 居住誘導区域外

(1) 居住調整地域

居住を誘導しない区域で、住宅地化を抑制するために、居住調整地域を指定する ⑦。

⑦ 抑制するための行動を書くのではなく、居住調整区域という制度を説明しましょう。

(2) 特定用途制限地域

非線引き白地地域で大規模集客施設の立地を制限する 特定用途制限地域を設定する ⑧。 以上

⑧ ⑦と同様。